

令和5年

# 総務委員会会議録

とき 令和5年1月12日

品川区議会

令和5年 品川区議会総務委員会

日 時 令和5年1月12日（木） 午後1時41分～午後2時50分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 鈴木真澄君 副委員長 つる伸一郎君  
委員 湯澤一貴君 委員 鈴木ひろ子君  
委員 大倉たかひろ君 委員 吉田ゆみこ君  
委員 須貝行宏君 委員 せらく真央君

出席説明員 和 氣 副 区 長 久 保 田 企 画 部 長  
黒田計画推進担当部長 佐藤（憲）企画調整課長  
（企画部財政課長事務取扱）  
堀越総務部長 古 卷 参 事  
（総務部総務課長事務取扱）  
工藤区議会事務局長

○午後1時41分開会

○鈴木（真）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定しております。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としております。

ただいまご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応の下での委員会であります。各委員におかれましては、会議時間が長時間とならないよう、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くなど、簡潔かつ効率的な質疑にご留意いただきますようお願い申し上げます。

理事者の皆様におかれましても、委員会運営の効率化へのご協力を改めてよろしくお願いいたします。

---

1 議案審査

(1) 第120号議案 品川区長の給与の特例に関する条例

○鈴木（真）委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第120号議案、品川区長の給与の特例に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻総務課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、第120号議案、品川区長の給与の特例に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず、条例制定の趣旨でございますけれども、区長が掲げます「区民とともに進める新しい品川区政」の実現に向けまして、選挙公約に基づき、区長の給与を減額するため、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますけれども、具体的な引き下げ額については、そちらの表のとおりでございますけれども、令和5年1月現在の金額、こちらは条例上の金額、現在の品川区長および副区長の給与および旅費条例の金額から2割減額をするという条例の制定になります。

表はそれぞれ、給料月額、地域手当の額、期末手当の額、退職手当の額を具体的に示させていただいておりますけれども、2行目が減額前の額でございます。今回、2割減額をするということで条例を制定いたしますと、減額後の金額になるという、そういった表になってございますので、具体的な額につきましては、このとおり、ご覧いただければと思います。

施行期日につきましては、令和5年2月1日からということで、その減額前に既に支給された給与につきましては、4のその他にございますとおり、令和5年2月分および同年3月分の給与を4割減額することで、全体、年額の調整として、2割減額になるように調整するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

今回、品川区長の給与削減の提案ですが、大半の区民の実質所得や区内産業、中小規模の区内産業の実質収入が減っている中で、国民生活や区内産業の運営が厳しいことから、新区長は給与を減額することになったかと思います。これについては、私は称賛される行動だと思います。できれば、品川区議会議員も同率減額して同調すべきだと思います。

今回のこの議案については、私自身は賛成いたします。

#### ○鈴木（ひ）委員

具体的なところで、計算の仕方とかも含めてお聞きしたいことが何点かあります。

給与と退職金の2割カットということなのですが、これはなぜ2割なのかということと、それから、区長の給与がどれくらいあるべきかという基準の考え方があるのか、その点についてまず伺いたいと思います。

それから、給料月額が、今度、91万2,000円になるわけですが、品川区長および副区長の給与および旅費条例を見ますと、副区長は91万6,000円になるので、副区長のほうが高くなるということになると思うのですが、これについてはどう考えられるのかという点についても伺いたいと思います。

それから、地域手当が12%ついているということです。そもそものところで、地域手当が、何が基準で12%という数字がつけられているのか、地域手当とはどういうものなのかということについても伺いたいと思います。

取りあえずその3点をお願いします。

#### ○古巻総務課長

まず、2割の理由でございますけれども、これは区長選挙公約として2割減額をするということでございますので、それに合わせて2割ということでございます。

あと、区長の給与の考え方ですが、周辺自治体の額も含めて適正な額という意味でいうと、さほど乖離しない額ということになるかと思いますが、基本的には、特別職報酬等審議会のご意見を伺った中でこれまで定めてきた額が条例上の額になりますので、そのご意見を参考にさせていただいて、区として条例の提案をさせていただいて、現在の額になっているという認識でございます。

それから、副区長の給与が、今回の区長の給料を2割減額することで、給与月額が副区長のほうが少し高くなってしまいうような状況でございますが、これについては、今のところ、区長は2割減額ということで、本則的な意味でいうと、条例上は区長のほうが月額が高い状況で、今回、特例として2割減額をするということで、逆転はしますけれども、基本的に当面はこの状況のままでやむを得ないかということで、この後の取扱いについては、また改めて報酬等審議会の中で議論するなり、考え方を整理するということになるかと思いますが。

それから、地域手当でございますけれども、こちらは職員につきましても12%〔同日後刻に「20%」と答弁訂正あり〕の地域手当ということで、地域特性、東京都、23区のいろいろな物価の状況でございますとか、様々な状況を勘案して加算されるものでございますので、これを職員と同様に区長のほうにも適用したというような考え方でございますので、割合につきましては職員と同じもの、同じ割合で加算をするという形での考え方で整理がされているものでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

本則は変えないで、今回は、この条例そのものが、令和8年12月3日限りでその効力を失うということでの特例の条例ということなので、本則の額としては条例としては変わらないわけですね。そうい

う中で、今回、2割カットになった場合、23区の中でどう、23区の区長の給料が、どういう状況になっているのかということについても伺えたらと思います。

それから、地域手当は、職員全てに、都市部は物価が高いからということで12%ということになっている、そういう制度だということだと思うのですが、この12%というのは、東京都みんなが12%という、そもそもの職員の地域手当の12%という根拠がどこから出てくるのかということは、1つ教えていただけたらと思います。

それから、期末手当の計算の仕方なのですが、期末手当が3.50月ということで、給料と地域手当の合計額掛ける3.50月となると、この額にはならないのです。それで、この（品川区長および副区長の給与および旅費条例）条例の第6条に期末手当の計算の仕方が書かれているのですが、課長から教えていただいて、これに合わせて計算したら、ぴったりこの額になったのです。結局、ここでいうと、給料と地域手当の額の合計額の2割を掛けて3.50月掛けた額と、それから、地域手当を除いた給料月額だけに25%、だから、0.25掛けて3.50月分をプラスするというので、この額になってくることが分かったのです。この20%掛ける3.50月のものと、給料月額に25%を掛けて3.50月という、そのものが、なぜ20%と25%という規定になっているのか。ここ（品川区長および副区長の給与および旅費条例）では「100分の20を乗じて得た額」とか、「100分の25を乗じて得た額」ということしか書いていないのですが、この20%と25%というのは、なぜこれがプラスされるのかという、その理由についても伺いたいです。

#### ○古巻総務課長

まず、23区の区長の給料の状況でございますけれども、若干、前後はございますし、また、今年度まだ報酬等審議会が開かれていない区もありますので、昨年6月1日の現状で申し上げますと、基本給与額について、品川区は114万円でございますけれども、例えば目黒区は105万5,000円、大田区は115万4,800円、世田谷区が105万1,000円というような形で、多少前後はございますけれども、大体似通った数字ということで、それぞれの区が特別職報酬等審議会の意見を踏まえて制定をして決めている額というふうに認識をしております。

地域手当につきましては、すみません、先ほど、職員も12%と申し上げましたけれども、職員は今、20%の地域手当になっています。

これは12%は、支給率として、区長の給与の地域手当として12%と定めているのですが、全ての区が12%ではなくて、職員と同じ20%としている区もございまして、12%、13%とばらつきはございますけれども、大体決めた当時の地域手当、要は、先ほど申し上げたとおり、東京エリアの様々なそういった物価等の状況を勘案して決めた率でございまして、それを加算をしているというような、そういう考え方です。繰り返しになりますけれども、そのようにご理解いただければと思います。公務員だけではございませんけれども、公務員の給与につきましては地域手当を加算するというような形の立てつけになっていますので、特別職、区長、副区長につきましても同じような考え方で加算をしているということでございます。

期末手当の基準額の考え方も同じでございます、国も含めて、例えば、条例の第6条の第1項の第2号につきましては、100分の20を乗じて得た額を加算する部分というのは、こちらは職務加算といいまして、職務の重さに応じて段階的に加算するという形の考え方がございまして、こちらは区の職員も同様に、例えば課長ですと何%とか、部長ですと何%というような加算がございまして、それと同じ考え方で、区長として20%という額で加算をしている。

それから、監督者加算ということで、次の号の25%につきましては同じような形で加算をしているということで、これは職員と同様の加算の考え方でして、国のほうも、特別職、例えば総理大臣でございますとか、国務大臣について、こういった職務加算、監督者加算が同じ率で適用されており、国の法律で定めておりますので、それと合わせているような考え方だとご理解いただければと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員

いろいろありがとうございます。

区長の給料が、どういう形で、どういう計算で出ているものがどれくらいになるのか、削減が2割カットというふうなことになる、どれくらい削減されるものなのかということ、資料の表に出していただきましたので、この表に合わせて全部計算して理解をすることが必要だと思って、計算もしてみましたし、お聞きしているところなのです。そういうことで言いますと、2割カットということになると、23区の中でも、今、お答えいただいたところでは100万円は超えている、そういう中で91万2,000円というのは、最も低い額になると考えていいのか、その点も伺いたいと思います。

それから、これまで、この給料月額と地域手当、これを足したものに対して3.50月、それにプラスして、先ほどの100分の20の3.50月、100分の25の3.50月がプラスされて、期末手当が508万8,048円ということになるということで、それが給与と地域手当は掛ける12か月、それプラス期末手当ということで、年額が幾らになるかということであると、私が計算しましたら、これまでは2,168万1,660円だったものが、今度は1,734万5,328円になるということで、マイナス433万6,332円。これが給料、地域手当、期末手当、そのトータルで削減される額ということで計算したのですけれども、これでいいかということを確認をさせていただきたいと思います。

#### ○古巻総務課長

まず、最初のほうの23区全体での状況といたしましうか、品川区の減額後の給料の金額の部分でございますけれども、今、手元にある数字から申し上げますと、今回、条例が制定されましたら、資料にもあります91万2,000円というのは、23区で一番金額の低い数字という形で認識をしております。

手元にあるのが条例の本則の部分ですので、場合によって、少し短期的なのか、減額している区があることは認識しておりますので、若干前後はあるかと思っておりますけれども、もともと品川区の場合は、区長の給与が、大体中位、23区の中では真ん中ぐらいなので、それより高い区が若干減額している区があるようではございますけれども、それを勘案しましても、恐らく一番低い額になるのではなかろうかというふうな考えております。

それから、総額につきましては、減額前ですと2,168万1,660円が年収の額になりますけれども、減額後、2割減額しますと、掛ける0.8になりますので、1,734万5,328円が減額後の給与で、収入額、年収になります。

#### ○鈴木（ひ）委員

その給料月額と地域手当、そして期末手当、その額が基本的に年額ということになるので、その額は幾らから幾らで、幾らマイナスになったのかということは分かりました。

あと、退職手当なのですけれども、退職手当も、品川区長等の、退職手当に関する条例で、区長、副区長、教育長、監査委員の退職手当の額が規定されているわけですけれども、区長は、勤続期間1年につき100分の480と規定されているのです。これは給料月額ということなので、地域手当が入らない給料月額の、1年間で4.8倍が退職手当の額になるという、そういう規定ですよ。これについては、1年間で言えば、これまでは547万2,000円だったものが、437万7,600円というのが

退職手当の1年間の額。4年間、丸々1期やったときには、この4倍になるというのが退職手当だと思うのですが、この4.8倍というのは、どういうところからこの額が出てきたのか。4年間やって、これまででしたら2,188万円余、今度減額されて1,751万円余の退職手当が出るということなのです。1期やってこれだけの退職金が出るのは、結構出るものだなというふうな、感想としてはあるのですが、この退職手当の給与月額4.8倍が1年間に手当の額として規定されているという、この4.8倍というのは、何を基準にして出されているのか、これは各区で違うものなのか。この考え方や仕組みがどういうふうになっているのか、職員の計算の仕方とも違うのか、そこら辺の退職手当の考え方や根拠について教えていただきたいと思います。

#### ○古巻総務課長

まず、退職金の部分につきましては、計算の仕方としては、委員から今、お話のあったとおりの計算の仕方をするものでございます。1年につき100分の480、給料月額掛ける100分の480が退職金の額になりますので、4年間1期満了しますと、掛ける4倍の金額になるということで、それが資料の表にお示ししている退職手当の額となります。

480の意味合いでございますけれども、今、経緯については手元に資料がないので何とも申し上げられない部分もございますけれども、基本的には、割合としては、ほぼ同じ割合を当てはめているのかなというふうに考えています。その後、いろいろな経緯によって若干上下するということもございますけれども、各区の状況を見ますと、大体、400から500ぐらい、その割合で定められておりますので、周辺区でありますとか、いろいろな状況に応じて定められているものというふうな認識でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

議員の場合は、地域手当も退職手当もないので、こういう仕組みになっているのかということを改めて、それから、先ほどの職務加算とか、役職手当とかというものが全くないのに、これは区長と成り立ちが全然違いますので、こういう状況になっているのだなということを、今回の給与の条例を見て、改めて実感をしたところです。

そういうことからすると、1年間でこれだけ出ることが規定されていますので、これも1年間分を4年でまとめて、退職のときに出るのだと思うのですが、ただ、1年ごとという計算をされるので、それも含めて計算をしたのですが、そうすると、退職手当の1年分というものも含めた場合は、これまで2,715万3,660円、それが2,172万2,928円ということで、543万732円のカットということになるということで確認をさせていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

それからもう1つは、今回は特例ということで、令和8年12月3日で、この効力を失うということで、本則の改定にはなっていないわけですが、これからは本則の改定とかということは検討するのか。それとも、この森澤区長の4年間限定という形でいくのか、そこら辺の考え方が出ているのであれば伺いたいと思います。

それから、特別職報酬等審議会があると思うのですが、今回は特例という形で、この報酬等審議会には諮らなくても、こういう形で出てきたと伺ったのですが、この報酬等審議会の役割と、今後、報酬等審議会に対しては、どういうことを審議する必要があるのか、審議する必要はないのか。毎年1回意見を聞く、その額を改定しようとする場合はこの報酬等審議会に諮るということになっていると思うのですが、4年間、額をこういうふうに変えるというふうなところも、審議会に諮る必

要はないのか、それとも報酬等審議会に諮って検討がされるのか。その報酬等審議会の役割というところについても伺いたいと思います。

#### ○古巻総務課長

まず、退職手当の額ですけれども、こちらに記載させていただいているとおり、条例どおり計算いたしますと、減額前は2,188万8,000円です。減額後は1,751万400円ですということで、その数字になりますので、そのようにご理解いただければと思います。

それから、報酬等審議会でございますけれども、議員の報酬でありますとか、特別職の給料額でありますとかを審議する会議体としてございますので、条例の改正を見据えて、そういった改正の中身、具体的な数字とかをご意見を伺うというような形で毎年開かせていただいているものでございます。

今回の品川区長の給与の特例に関する条例につきましては、これは森澤区長の選挙公約に基づいた減額、特例に関する条例でございますので、あくまでもこれは森澤区長が在任中の給料の額について定めるとというのが基本的な考え方でございますので、条例上も、森澤区長の第1期目の満了をもって条例は効力を失うという形になります。ですから、その後も、例えば第2期目を務めたときにも同じ形にするとすると、もう1回、条例の改正なのか、新規の条例の制定になるのかは分かりませんが、同じような形にするのか、そのときの状況に応じて、また改めて考えるといいでしょうか、定めるというような形になろうかと思えます。

ですから、基本的には、報酬等審議会につきましては、そもそも特別職等の給料月額、期末手当の月数ですとか、それに連動する議員の報酬ですとか、そういったものを定めるところでございますので、今回、区長だけを特別に減額をするという形で、報酬等審議会のご意見を伺うというよりは、区長の意思として減額をするというような形です。そこは切り離して議論すべきだろうということで、今回、別枠で条例の提案をさせていただいているものです。報酬等審議会につきましては、また改めて日程を定めて、どこかのタイミングで開かせていただいて、議員の方々の報酬等の額をどうするのかということもご意見を伺う必要があろうかと思えますので、そういった形で今後は進めていくような予定で考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

ということは、今回、特例という形での条例なので、今回の2割カットということに対しては、この審議会の意見を聞くということは、今後、これからも聞くということではなく、特例ということで、4年間はこれでいくのだということに進んでいくのかということの確認だけさせてください。

#### ○古巻総務課長

具体的に意見を聞くということはないとは思いますが、当然、今回、給与の減額を条例で特例で定めておりますので、それを踏まえた上で、いろいろご意見を伺うというような形にはなろうかと思えます。

#### ○鈴木（真）委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田委員

基礎的なことで大変申し訳ないのですが、この議案の付則の第3項というのですか、前項の規定は、前項というのは、この第2項のことだと思うのですが、それは、令和5年3月、だから今年の3月に支給する期末手当の額を計算する場合においては、適用しないということなのですが、この理由と申しますか、どう読み取っていいのかが分からなくて、教えていただけますか。



○古巻総務課長

3月の期末手当につきましては、3月1日現在の在職の職員も含めてに支給されるものになります。ですから、区長におきましても、3月1日現在の給与額で計算をする形になるのですが、この特例に関しましては、2月、3月における給与月額が100分の40を減額するという形になりますので、それを基に期末手当の額を計算すると、若干、減らし過ぎてしまうということがございます。全体として2割にするということで、調整のさらに調整ということをご理解いただければと思います。ぴったり2割にするための規定でございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

ちょっとだけ意見を言わせてください。

そもそも区長とかこういう方たちの給与が幾らぐらいであるべきかということについては、一般的な庶民感覚で言うと、様々議論があるかと思います。これだけ減らしてもこれだけの額になるのだということをお聞きして改めて確認させていただいたようなことで、その額が本当に妥当なのかということは別の議論が必要かとは思いますが、ただ、今回につきましては、区長自ら給与を減らすという決断をされたことについては尊重したいと思いますので、賛成をいたします。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第120号議案、品川区長の給与の特例に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時 1 6 分休憩

○午後 2 時 3 4 分再開

**○鈴木（真）委員長**

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

---

(2) 第 1 1 9 号議案 令和 4 年度品川区一般会計補正予算

**○鈴木（真）委員長**

次に、(2)第 1 1 9 号議案、令和 4 年度品川区一般会計補正予算を議題に供します。

説明に入る前に、所管委員会における審査結果について、所管委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第 1 1 9 号議案、令和 4 年度品川区一般会計補正予算につきましては、先ほど、厚生委員会で所管に係る審査を行い、全会一致で原案のとおり決定した旨、厚生委員長より申し送りを受けております。

以上が、所管委員会における審査の結果でございます。

当総務委員会では、厚生委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者よりご説明願います。

**○黒田財政課長**

それでは、私から、第 1 1 9 号議案、令和 4 年度品川区一般会計補正予算、第 5 号について説明させていただきます。

事業内容につきましては、委員長からありましたとおり、先ほど、所管委員会において審査をいただいております。改めて全体を説明させていただき、審査をお願いするところでございます。

今回の補正予算は、国の総合経済対策に基づき、昨年 1 2 月 2 日に成立した令和 4 年度第 2 次補正予算により編成された出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠、出生の届出を行った方に対しまして、出産育児関連用品ギフトを支給するために必要な経費について編成したものでございます。

それでは、補正予算書の 6 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

上段の表、歳入は、1 4 款都支出金から 1 7 款繰入金まで、下段の表、歳出は、4 款衛生費に、それぞれ 5 億 2, 0 0 0 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1, 9 8 3 億 6, 0 2 7 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、1 2 ページをご覧ください。歳出からご説明させていただきます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目母子保健費は、5 億 2, 0 0 0 万円を追加しまして 1 1 億 5, 9 7 6 万円とするもので、母子保健指導事業費は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型相談支援、計画支援を一体として行う出産・子育て応援事業に係る経費として 5 億 2, 0 0 0 万円を新規計上するものであります。

以上によりまして、保健衛生費の計を 1 1 億 7, 2 5 3 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

1 0 ページにお戻りください。歳入でございます。

1 4 款都支出金、2 項都補助金、3 目衛生費補助金は、4 億 3, 3 3 3 万円を追加しまして 7 億

4,254万1,000円とするもので、9節とうきょうママパパ応援事業補助金は、出産・子育て応援事業に4億3,333万円を充当するものであります。

以上によりまして、都補助金の計を110億6,863万7,000円とするものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は、8,667万円を追加し8億6,313万1,000円とするもので、一般財源分であります。

以上によりまして、基金繰入金の計を129億2,179万9,000円とするものであります。

私からの説明は以上でございます。何とぞ審査のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

今ご説明いただきました歳入のところなのですが、これ、都支出金ということですが、東京都を通して国から来ている分がどれくらいあるのかということ、国と東京都と区の負担の割合が、3分の2が国で、6分の1、6分の1が東京都と区ということ、伺ったのですが、それでいいのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、こういう形で国のほうからお金が出て、子育て支援という形で使われるのは本当に大歓迎なのですが、ほかの区もこういう形でもう既にされているのか。品川区は第4回定例会も遅かったので今回になったのか、ほかの区の状況も教えていただけたらと思っております。

#### ○黒田財政課長

まず、歳入の都補助金につきましては、事業費の6分の5となっております、この内訳は、国が3分の2、東京都の6分の1を合わせて、区のほうに6分の5を補助金として交付して、区の負担割合は6分の1ということですので、ご指摘のとおりでございます。

他区の状況でございますが、補正予算を早々に編成した区があるということも聞いておりますし、基本的には、どの自治体も、時期の差はあれど、実施するというふうには伺っているものでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

本当に少子化が過去最悪をさらに更新するという状況で、深刻な状況があると思うのですが、それに対して様々、岸田首相も異次元の少子化対策、子育て支援とかと言われておりますけれども、そういう点では、今後についての具体的にこういうふうな方向が出されそうだとかということは、区のほうには来ているのか。来ていたら、どのようなものが方向性として出されているのか、その点についても伺えたらと思っております。

#### ○黒田財政課長

まず、今回の出産・子育て応援交付金でございますけれども、これは政府の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を令和4年10月28日で閣議決定をしまして、その中で補正予算を国のほうで編成して交付金を創設したというものでございまして、この閣議決定の中では、この事業のほかにも、産後ケア事業を行う施設の整備が厚生労働省所管であったりとか、地域少子化対策強化事業を内閣府でやっているということで、幾つかメニューとして掲げてありますが、具体的に、それが国で直接行うものでありまして、東京都で行うものでありますとか、あとは区市町村で行うものが色々出てくると思っておりますので、令和5年度の国の予算もこれから国会で審議されますので、そういった中で実施主体が区市町村になるものにつきましては、区としても、しっかりその内容をとらまえて対応してまいりた

いと考えてございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

本当に少子化が深刻な状況というところでは、子育て支援は、区独自にも本当に様々対策を打っていくことがすごく必要だと思いますし、また、教育費にお金がかかり過ぎることが本当に大きな父母の負担にもなっていますので、そういうところも含めて、国に対しても言っていたきたいと思えますし、ぜひとも区独自にも、これから対策をとっていただきたいというふうに思います。

#### ○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

#### ○須貝委員

今回、少子化を含めて、母子に対して、出産・子育て応援事業というのは、私は必要かつ国でこういうふうに動いてくれたということはいいと思います。

ただ、やっぱり出産に対しては、病気ではないので、結局、高額な出産医療費を払うということもありますし、要は、これは出産のときに支援するということが、国からもそういう支援事業、補助事業が出ていますけれども、実際は、やはり少子化ということは、今度、出産してから子育ての段階で、働きながら子育てができるような、しっかりした環境整備をしていかないと、やはり少子化はなかなか対応できないのではないかと思います。これはこれでいいと思いますが、やはりもっと皆さんの、何に母親が苦しんでいるのか、どうすれば子どもたちが、もっと安心して出産できて、子育てできるのかということ、国も、都も、品川区も考えて、少子化が少しでも改善できるような方向性を持っていったらいいなというふうに思います。

意見だけ言わせていただきます。

#### ○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○つる副委員長

具体的なことは所管委員会のほうで質疑をいただいている前提で、いくつか。

このスピード感というところでは、私の会派のほうで、既存のとうきょうママパパ応援事業の枠組みを活用すれば、スピード感をもって支給にまで至るところで、東京都出産応援事業ということ、これは東京都のほうからの投げかけだったと思いますけれども、連携してということで申し上げて、品川区はそれを活用してやるということで、他自治体に遅れることなく整ったことが、評価がすごく大きいかなというふうに思っています。

それから、これは補正予算でやって、国のほうでのまた来年度のことは、それが決定してからというふうになってきてしまうと思うのですが、大体品川区の出生数が3,500人前後、里帰りとかは別に、区内でということで、そのぐらいになってくると、5億2,000万円ぐらいが、例えば、次年度に終わっても、妊娠届時、それから出産時を合わせてそのぐらいになっていく。そうすると、恒久化になっていくと、6分の1というのはずっとついてくると思うのですが、どういうふうな予算、財源配分になるかというのはあると思うのですが、今回は、品川区は、基金繰入金ということで8,667万円ということなのですが、5億2,000万円ぐらいになっていくのかなとなったときに、今の既存の予算配分になると6分の1、ここについては、今回は基金繰入だけでも、今後どのような考え方で財政としてやっていくのか、この辺りを教えてください。

#### ○黒田財政課長

今回、一般財源部分を基金繰入金としておりますのは、年度途中の事業開始ということで、一般財源については、ほかの事業も含めてですけれども、基金で対応していったような状況でございますので、基金繰入金から歳入を計上させていただいているものでございます。

次年度以降につきましては、この事業につきましては、国のほうで、令和5年度までは、9月までは今回の補正予算で財源を確保して、10月以降については令和5年度の国の予算を措置する方向で検討を進めていると聞いてございまして、令和6年度以降の事業につきましては、報道ベースではありますが、総理大臣も制度の恒久化を目指したいというようなことも言っておりますので、これから国会でご議論されるのではないかと考えております。

その場合の一般財源につきましては、いわゆる区負担の他の事業と同じく、一般財源負担ということでございますので、いわゆる区の、区民税でありますとか、そういった一般財源を財源として充てるところになります。その事業ボリュームにつきましては、全体の予算編成の中で、毎年度また検討していくものと考えてございます。

#### ○つる副委員長

そういうことで、当然、国である程度の方向性が出たときに、区としても、しっかりその辺りに対応できるように、ぜひまた準備等をお願いしたいというところと、今回、妊娠届時については、流産、死産等された方でも、カタログギフトについては返還を求めない、返金を求めないという形でご活用いただけるというところを先ほどの所管委員会で確認させていただいたところです。先の決算特別委員会の総括質疑等も含めて、グリーフケア、本当にそうした死に直面した家族にしっかり寄り添うという姿勢のあらわれとして、品川区が周知する際に、そこをしっかりと明記するというご答弁を、先ほど厚生委員会でもいただいているところですが、改めて、あえてここは、区として、しっかりとその視点も大事にさせていただきたいなと思います。

また、当然、6分の1を出しているわけですので、今回はスピード感というところで、既存の出産応援事業の中での有効活用というふうになると思うのですが、この枠組みの中身の中で、使えるサービスの中に、そういうグリーフケアの項目がしっかりと含まれていくように、区からもしっかりと意見具申をしていただければと、これは要望で終わります。

#### ○鈴木（真）委員長

では、ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○湯澤委員

賛成します。

#### ○つる副委員長

賛成です。

#### ○鈴木（ひ）委員

賛成です。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○吉田委員

少しだけ意見を言わせてください。

少子化対策というなお話もありましたけれども、先ほど、須貝委員からもありましたけれど、今回のこの事業については、あくまでやっぱり出産・子育ての応援ということで、お金を出せば少子化対策が進むかということについては、ちょっと生活者ネットワークとしては異論があります。なぜ子どもをなかなか持ちにくいのかということについては、ぜひ区としても様々な視点から、きちんとその理由を探っていただいて、抜本的な対策をとっていただきたいと思います。

この事業につきましては、当然、子育て応援ということでは賛成ですし、なかなか届出とかをしにくい妊娠をしたような方たちも現にいらっしゃると思いますので、ぜひいろいろな、そういう方たちにも、こういうサービスが届くように配慮をしていただくことをお願いして、賛成といたします。

**○須貝委員**

賛成します。

**○せらく委員**

賛成します。

**○鈴木（真）委員長**

それでは、これより第119号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（真）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

2 委員長報告について

**○鈴木（真）委員長**

次に、予定表2、委員長報告についてを議題に供します。

ただいまの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（真）委員長**

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で、委員長報告についてを終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時50分閉会